

後期高齢者医療

令和4年度の保険料の案内

- ◆7月に保険料額を個別にお知らせします。
- ◆今年、保険料の決定通知書と保険証を別々に郵送します。

◀保険料の計算方法▶

$$\text{均等割} \quad \text{所得割} \quad \text{1年間の保険料}$$

$$\text{【1人当たりの額】} + \text{【本人の所得に応じた額】} = \text{【限度額 66万円】}$$

$$51,892\text{円 (令和3年中の所得一最大43万円)} \times 10.98\% \text{ (100円未満切り捨て)}$$

- 1年間の保険料の上限は、令和4年度は66万円です。
- 年度の途中で加入した場合は、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※前年度の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合もあります。

◆保険料の軽減

① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和32年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合	年間の均等割額
	令和4年度	
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割	15,567円
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割	25,946円
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割	41,513円

- ※「給与所得者等」とは、以下のいずれかに該当する方です。
 - ・給与などの収入金額が55万円を超える方
 - ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。
(51,892円 → 25,946円)

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

◆保険料の支払い方法および減免

保険料の支払いは、原則「年金天引き」ですが、申し出により「口座振替」も可能です。
(口座振替希望の方は、本人の保険証・口座の通帳と届け出印が必要です)

※注意 国民健康保険税の口座振替は自動継続されません。再度、町民課後期高齢・医療給付グループで申請してください。